

小郡市監査委員公表第28号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年11月21日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

小郡市監査委員 高山 晃
小郡市監査委員 後藤 理恵

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第10号（令和7年3月11日付 防災安全課）分

・・・・・ 3件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第10号（令和7年3月11日付 防災安全課）分

	監査の結果	措置の状況
1	1. 支出事務について適正な事務処理を求めるもの 消防団長交際費について、10月8日に資金前渡をしているが、4月と9月の支払が立替払となっていた。 現行法令上、立替払の制度は認められていない。適正な時期に資金前渡を行われたい。	令和7年度消防団長交際費については年度始期に資金前渡を行った
2	3. 使用料及び賃借料の事務手続について適正な事務処理を求めるもの 雨量観測システム EQRROS 使用料について、以下の点が見受けられた。 ア 自動更新条項が付されたサービス利用規約に基づき、登録（申込）をしていた。 地方自治法第232条の3の規定により、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度における契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。適正な事務処理を行われたい。	令和7年度の登録（申込）より申請書の自動更新条項を削除し、適正な事務処理を行った。

<p>イ　登録（申込）をしているが、支出負担行為を行っていないかった。</p> <p>使用料及び賃借料で契約を締結した場合「支出負担行為として整理する時期」は「契約を締結するとき」である。適正な事務処理を行わみたい。</p>	<p>令和7年度の登録（申込）より登録完了時に支出負担行為を行い、適正な事務処理を行った。</p>
--	---